

松江市名義後援の基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体が行う事業等について、松江市（松江市教育委員会を除く。以下「市」という。）が名義後援を行う場合の基準及び手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団体 次に掲げるものをいう。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有するもので公益活動を行う団体

ウ 公共的団体その他これに準ずる団体

エ 市民の福祉、文化の向上、地域振興、その他本市の発展に寄与しようとする市民団体
オ アからエまでに掲げる団体のほか、市長が適当と認める団体

(2) 名義後援 団体が行う事業等に対し、市が後援者としての名義を使用させることによって後援の意思を表明するもので、経済的支援等を伴わないもの。

(承認の要件)

第3条 市長は、名義後援が市民の福祉、文化の向上、地域振興その他市の施策の推進に寄与すると認められる事業等に対し、名義後援の承認をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、名義後援の承認をしない。

(1) 公益性が認められないもの

(2) 広く市民を対象としていないもの

(3) 営利を目的としているもの

(4) 政治・宗教など特定の主義主張に偏っており、名義後援により市の中立性を損なうおそれがあるもの

(5) 公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられていないもの

(6) 参加者に実費を大きく上回る参加費を負担させるなど、過大な負担を求めるもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させているもの

(8) 公序良俗に反するもの

(9) 実施に当たり紛争が生じているもの

(10) 松江市外で開催されるもの。ただし、市民の幅広い参加又は市を広く知らしめることが期待できる場合は、この限りでない。

- (1) 前各号に掲げるもののほか、名義後援の承認をすることが不適当と市長が認めるもの
(名義後援の承認申請)

第4条 市の名義後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、名義後援を必要とする日の原則として20日前までに、次に掲げる書類を添えて松江市名義後援承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請の内容その他必要事項を記載した書類をもって、これに代えることができる。

- (1) 団体の規約又は会則
- (2) 事業等の計画書
- (3) 事業等の収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 災害の発生その他非常の事態の発生により市長が必要と認める場合は、市長は申請を受理しないことができる。

(承認の決定等)

第5条 市長は、第4条に規定する名義後援の承認申請を受理したときは、申請に係る書類を審査し、名義後援の承認又は不承認を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により名義後援の承認又は不承認を決定したときは、松江市名義後援承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 市長は、名義後援の承認をするときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 事業等の実施に当たっては、市の名誉を傷つけることのないよう十分に配慮すること。
- (2) 事業等の実施に当たって生じた事故、災害、紛争等については、全て申請者がその責任においてこれを処理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件
(事業内容の変更)

第7条 名義後援の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業等の実施までに市長の変更の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、その限りでない。

- (1) 事業等の名称、日時及び場所を変更するとき。
- (2) 実施内容を変更するとき。
- (3) 入場料、参加料等を無料から有料にするとき、又は金額を変更するとき。
- (4) 事業等を中止するとき。

2 市長は、前項の規定により変更の承認又は不承認を決定したときは、その旨を文書で承認を受けた者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によって承認を受けたとき。
- (2) 実施する事業等が第3条の規定に反することが判明したとき。

(3) 第6条の承認の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、承認の決定を取り消すことが必要と市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認の決定を取り消した場合は、その旨を松江市名義後援承認取消通知書（様式第3号）により承認を受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認の決定が取り消されたことで生じる損害については、市はその賠償の責任を負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった名義後援の承認について適用し、同日前に申請のあった名義後援の承認については、なお従前の例による。

